

伊方町入札公告第 88 号

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月2日

伊方町長 高門清彦

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 業務名	令和8年度伊方町一般廃棄物収集運搬等業務委託
(2) 業務場所	伊方町内
(3) 委託期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(4) 業務概要	一般廃棄物の「収集運搬業務」・「中間処理業務」・「埋立処理業務」 ①収集運搬：可燃ごみ、埋立ごみ、資源ごみ（びん類、かん類・ペットボトル・プラスチック製容器包装・発泡スチロール）、その他（有害ごみ） ②中間処理：資源ごみ（びん類、かん類・ペットボトル・プラスチック製容器包装・発泡スチロール）、その他（有害ごみ） ③埋立処理：埋立ごみ、粗大ごみ、中間処理残渣等

2 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

一般事項	(1) 伊方町に令和6・7年度製造の請負等入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。 (2) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。 (5) 本件入札公告日から落札者の決定日までの間に、伊方町入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止期間中でない者であること。 (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は伊方町暴力団排除条例（平成23年伊方町条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる者でないこと。
	(7) 営業種別等の登録内容
	営業種別 役務5
	営業種目 資源回収・廃棄物処理
	本支店等所在地 伊方町内
	本支店等区分 本店
個別事項	(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項の規定による委託基準に適合する者であること。 (9) 本業務に12人以上の作業従事者を有し、その内伊方町内における収集運搬業務に1年以上従事したことのある者を3人以上有する者であること。 (10) 本業務の履行に必要な車両を運転するために必要な免許又は資格について、次の要件を満たす者であること。 ただし、②及び③両方の運転技能講習等を修了した者が1人しかいない場合については、どちらかを修了した者もしくは両方を修了した者をさらに1人以上確保できる者であること。 ① 収集運搬業務用車両 中型以上の運転免許取得者を6人以上確保できる者であること。 ② 中間処理業務用車両 フォークリフトの運転技能講習等修了者を1人以上確保できる者であること。 ③ 埋立処理業務用車両 バックホウの運転技能講習等修了者を1人以上確保できる者であること。

(11) バックホウ 1台以上を、常時埋立処理業務に使用するための態勢を確保できる者であること。
(12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による許可を伊方町長から受けている者であること。

3 入札参加資格審査申請書等の交付

本件入札の参加希望者に対し、次のとおり申請書等の様式を交付する。なお、本件公告の各期間等における、「執務時間内」とは、伊方町執務時間規則（平成17年伊方町規則第2号）第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分ま

(1) 交付期間	令和8年2月2日（月）から令和8年2月6日（金）までの執務時間内
(2) 交付場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課
(3) 交付方法	無料で交付する。（公告の様式を印刷して使用しても構わないととする。）

4 入札参加資格の確認

本業務委託の入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格審査申請書及び添付書類等を持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しなかった者又は審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(1) 提出期間	令和8年2月2日（月）から令和8年2月9日（月）までの執務時間内	
(2) 提出場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課	
(3) 提出部数	1部	
(4) 提出書類	ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書（一般廃棄物収集運搬等業務用） イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定の写し	
(5) 入札参加資格審査結果	ア 通知期限	令和8年2月16日（月）
	イ 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、書面（様式は任意）を持参し、説明を求めることができる。	
	① 申立期限	令和8年2月19日（木）までの執務時間内
	② 申立場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課
	③ 回答期限	令和8年2月24日（火）
(6) 入札辞退について	ア 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記様式）を契約担当者に持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。※持参の場合も入札日の前日までに提出すること。 イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。 ウ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。	

5 設計図書の閲覧

(1) 閲覧期間	令和8年2月2日（月）から令和8年2月26日（木）までの執務時間内	
(2) 閲覧場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課	

6 設計図書の交付

設計図書の交付は、購入希望者に、有償で次のとおり交付する。

ただし、交付希望者は、購入する日の前日の執務時間内の午前中までに電話予約すること。

(1) 交付期間	令和8年2月2日（月）から令和8年2月9日（月）までの執務時間内	
(2) 交付場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課 電話番号 0894-38-2659	
(3) 交付方法	無償交付の場合	U S Bメモリ（空き容量が 3 M B 以上のものに限る）を持参のこと。 なお、この場合は上記交付場所において、交付希望者持参の U S Bメモリに、P D F形式のデータで提供することとし、事前予約は要しないものとする。
	有償交付の場合	有料で交付する。（1ページ当たり10円） ただし、交付希望者は、購入する日の前日の執務時間内の午前中までに電話予約すること。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、質問事項を記載した書面（様式は任意）を次により提出（FAX可）すること。

ア 提出期間	令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）までの執務時間内	
イ 提出場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 町民課	
ウ FAXの場合の送信先	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課（FAX 0894-38-1373）	
(2) 回答書は、FAXにより直接質問者に回答するとともに閲覧に供する。		
ア 閲覧期間	令和8年2月17日（火）から令和8年2月26日（木）までの執務時間内	
イ 閲覧場所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 総合政策課	

8 入札及び開札

(1) 入札日時 令和8年2月27日（金） 13:30 から

(2) 入札場所 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町庁舎 3階 会議室

(3) 開札日時 入札終了後、入札場所においてただちに開札する。

(4) 入札書の提出方法

入札書は、伊方町郵便入札心得に記載された方法により下記の所在地へ提出すること。

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 総合政策課 財政管理係

なお、提出する入札書の様式は別紙のとおりとし、入札書及び内訳書については、封かんのうえ提出すること。入札書は入札日前日の必着とする。

また、入札時には次の書類を同封して送付すること。

内訳書

- ① 入札書に記載の金額に対応した内訳書を提出すること。
- ② 内訳書の様式は別紙のとおりとし、入札書と同様封かん（のり付け不要）のうえ、提出すること。なお、税抜価格と入札書記載金額が異なる場合は、入札書を無効とする。また、内訳書の各項目に金額が記載されていないなど記載内容に不備がある場合は、内訳書が提出されていないものとみなして入札書を無効とし、開札しない場合がある。
- ③ 提出された内訳書は、返却しない。

(5) 入札方法

ア 入札回数は2回、見積回数は2回までとする。

イ 入札の執行中に入札又は見積を辞退する場合は、辞退届を提出するか、金額欄に「辞退」と明記した入札書又は見積書を提出すること。

ウ 見積の2回目で落札者が無い場合は、設計図書の再検討を行い、その結果により再入札等の措置を講じる。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を入札書に記載すること。

オ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

9 落札者の決定方法

伊方町財務規則（平成17年伊方町規則第51号）第116条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、当該入札価格では契約内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。

1 0 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	免 除
(2) 契約保証金	契約に際しては請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供、金融機関又は前払保証事業会社の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1 1 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札
(2) 入札に関する条件に違反した入札
(3) 入札者又はその代理人がした2通以上の入札
(4) 代理権限のない者のした入札
(5) 入札金額を訂正した入札及び記名押印のない入札
(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明りようであると認められる入札
(7) 入札が2回目以降に及んだ場合は、それより前の結果で発表した価格以上での入札 又は見積は無効となり、以降の入札又は見積には参加できないこととする。
(8) 入札について不正の行為があったと認められる場合

1 2 契約書作成の要否

要

1 3 電子契約の可否

この契約の締結は、受注者の希望により電子契約の方法によることができる。

1 4 契約の成立

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件（入札に参加する者に必要な資格）のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

1 5 その他

(1) この公告に定めのない事項については、伊方町財務規則及び関連する法令、規則及び要綱等による。
(2) 詳細又は不明な点については下記の担当課に照会すること。

区 分	担当課	電話番号	住 所
入札・受付担当	総合政策課	0894-38-2659 (直通)	〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
事 業 担 当 (契約手続含む)	町民課	0894-38-2653 (内線126)	同上